

新潟県警察組織規則及び新潟県警察の組織の細目等に関する訓令の運用について（例規通達）

平成13年 3 月16日

本部（警務）第22号

〔沿革〕 平成14年 3 月本部（総）第26号、11月本部（機改）第72号、15年 3 月第 9 号、16年 3 月第19号、17年 3 月第12号、19年 3 月第15号、20年 3 月本部（企）第16号、21年 3 月第11号、22年 3 月第18号、23年 3 月本部（警務）第15号、24年 3 月第12号、26年 3 月第20号、27年 7 月第41号、28年 3 月第11号、29 年 3 月第 9 号、8 月第31号、31年 3 月第16号、令和 3 年 3 月第17号、4 年 3 月第 9 号、5 年 3 月第22号、8 年 3 月第17号改正

このたび、新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第 3 号。以下「組織規則」という。）及び新潟県警察の組織の細目等に関する訓令（平成13年本部訓令第 4 号。以下「組織訓令」という。）が制定され、平成13年 4 月 1 日から施行されることとなったが、これらの規程の解釈及び運用方針は、次のとおりであるから事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、係等の名称の制定について（平成 8 年 3 月12日付け本部（総）第 9 号）及び新潟県警察組織規則の一部改正について（平成 9 年 3 月26日付け本部（総）第 9 号）は、廃止する。

記

第 1 趣旨

犯罪情勢等の変化に的確に対応できる組織を整備するため、組織規則の規定を整理するとともに、新たに組織訓令を制定したものである。組織規則及び組織訓令の主な規定事項は、次のとおりである。

1 組織規則

各部の分課、課等の所掌事務、課等の附置機関等、警察署分庁舎、課、交番等、原則として課長級以上の職制、所掌事務の特例

2 組織訓令

課等の内部組織、係等の名称、署の内部組織、課長補佐級以下の職制

第 2 組織規則関係

1 庶務担当課（第 5 条・第12条・第15条・第19条・第28条・第35条関係）

庶務担当課は、「部の運営に関する企画及び調査に関すること」、「部の事務の総合調整に関すること」及び「部内の他の所掌に属しないこと」を所掌する課（警務課、生活安全企画課、地域課、刑事総務課、交通企画課及び警備第一課）をいう。

2 課の附置機関（第39条関係）

附置機関は、専門的知識、技能等による全警察的な立場での活動を行う場合又は執行的要素の強い業務で集团的若しくは機動的な活動を必要とする場合において、当該事務処理上妥当であるときに設置するものである。

設置の基準は、原則として、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 係単位で対応が困難な特定の業務を処理するため、一定期間、同一所属内の職員を専従又は兼務で勤務させ、集中的に業務の処理に当たる体制をとる必要があるもの
- (2) 2以上の所属に及ぶ業務を効率的に処理するため、関係所属の職員を一定期間、当該業務に専従又は兼務で勤務させる体制をとる必要があるもの
- (3) 警察庁の通達等に基づき、設置が指導されているもの
- (4) その他本部長が特に必要と認めるもの

3 分駐隊等（第40条関係）

分駐隊、支所、方面隊及び出張所は、課等の出先機関として位置付ける。

なお、分駐隊及び方面隊は、活動区域として割り当てられた区域において、分駐隊長又は方面隊長の指揮の下に活動を行うものである。

4 首席監察官及び監察官（第42条・第47条関係）

(1) 首席監察官

ア 首席監察官は、警務部に置かれ、本部長及び警務部長の命を受けて、監察官室及び監察官の所掌に属する事務のうち、特に重要な事項その他特命事項に関する事務を総括整理する職である。

イ 首席監察官の庶務は、監察官室において処理するものとする。

(2) 監察官

ア 監察官は、課長等に相当する職であるとともに、警務部の附属機関としての性格を持つものである。

イ 監察官の職務は、本部長及び警務部長の命を受け、職員の服務及び所管行政の監察に関する事務をつかさどるものである。

ウ 監察官室長は、上司の命を受け、監察官室の所掌事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

エ 監察官の庶務は、監察官室において処理するものとする。

5 組織犯罪対策本部長（第43条関係）

(1) 組織犯罪対策本部長は、刑事部に置かれ、本部長及び刑事部長の命を受けて、刑事部の所掌に属する事務のうち、組織犯罪対策課及び国際・薬物銃器対策課の重要事項に係るものを総括整理する職である。

(2) 組織犯罪対策本部長の庶務は、組織犯罪対策課において処理するものとする。

6 参事官（第44条関係）

(1) 参事官は、本部長及び所属部長の命を受け、部の所掌事務のうち重要事項に係るものを総括整理する職である。

(2) 参事官は、原則として、特に重要な事務を分掌する課長の職を取り扱うものとする。

7 調査官等（第48条関係）

調査官等は、必要により課等に置き、上司の命を受けて、課等の所掌事務のうち特定の事務を総括整理し、部下職員を指揮監督する職である。

8 副署長等（第56条関係）

(1) 副署長及び次長は、署の総括的な運営について、署長の職務執行を補佐するも

のであり、その指揮監督は、署の全般に及ぶものである。また、通常各部門ごとの業務は、それぞれ課長を中心として執行されているので、副署長等は、課長の分掌事務について、全署的な調整を行うものとする。

(2) 副署長は、署の組織規模の拡大等に伴い、署長の事務負担の増大に対応し、署長の補佐体制を強化するために置くものである。

9 会計官等（第57条関係）

(1) 会計官等は、大規模署における事務処理の適正かつ効率化を図るため、会計、地域又は刑事担当として配置され、その所掌する事務については、置かれた趣旨から直接署長を補佐するものであるが、事務を統一的に調整するなど署全般の総括的な運営に係る事項については、副署長の指揮監督を受けるものである。

(2) 刑事官は、犯罪捜査に関する事務を総括整理するものとするが、具体的には次のとおりとする。

ア 適正捜査の指導教養に関すること。

イ 刑事部所管事件及び刑事部所管事件以外の強制捜査を伴う事件その他特異重要事件の捜査指揮に関すること。

10 分庁舎所長（第60条関係）

分庁舎所長は、警察署分庁舎における事務の責任者として、分庁舎が置かれる警察署の副署長の指揮の下、担当区域内の事務を整理するものである。

11 昇任予定者の配置（第48条・第49条・第49条の5・第53条・第54条・第56条・第57条関係）

調査官等、参事、企画調整管理官、副校長、事務長、副署長、会計官、地域官及び刑事官については、昇任予定者の配置を含むものである。

12 所掌事務の特例（第62条関係）

所掌事務に関する特例措置として、臨時に所掌以外の事務を行わせることができることを明記したものである。ただし、この場合における措置は、一時的又は臨時的なものであって、恒常的なものについては規則等の改正を要するものであることはいふまでもない。

第3 組織訓令関係

1 課等の附置機関の出先機関（第3条・第3条の2・第3条の3・第3条の4・第4条関係）

課等の附置機関のうち出先機関を置くものについて、その名称及び位置を規定した。

2 係等（第5条・第13条・第19条関係）

(1) 科

科学捜査研究所の事務は、それぞれが技術及び研究の専門分野を担当するスタッフ制であることから、「係」ではなく「科」を置くものとした。

(2) 係等の名称

係、小隊及び科（以下「係等」という。）の名称は、次に掲げるものを除き、組織訓令別表第1又は別表第2によるものとする。

ア 警部補の方面隊長、分駐隊長、支所長、出張所長、署の課長、署長直轄隊長、

交番所長、警備派出所長及び駐在所長については、配置先の名称等に当該職名を付したもの（〇〇交番所長等）を係等の名称とする。

イ 警察署の刑事課のうち係長の配置が1人である場合の係長の名称は刑事係長とし、当該課の刑事第一係及び刑事第二係の名称は、刑事係とする。

ウ 警察署の交通課のうち係長の配置が1人である場合の係長の名称は交通係長とする。

(3) 係等の名称の新設等

所属長は、係等の名称を新設、廃止又は変更する必要がある場合及び課長補佐等の名称又は担当する係等を変更する必要がある場合は、係等の変更申請書（別記様式）により警務部長に申請（警務課長経由）すること。

(4) 勤務命令簿の記載要領

所属長は、新潟県警察の処務に関する訓令（昭和61年本部訓令第14号）第6条に基づき職員の配置状況を勤務命令簿に記載するに当たっては、次により行うこと。

ア 係別の欄には、原則として、係等の名称の後に職名（係長、係主査、係主任、係専門員、係若しくは小隊長、分隊長、隊員若しくは専門研究員、主任研究員、研究員又は教官をいう。）を付して記載すること。ただし、県本部の執行隊で係等の名称を規定していない場合は職名のみを記載すること。

イ 職務の区分欄には、従来、本部各課で担当補佐又は係長ごとに第一係、第二係又は第一班、第二班としていた係等の名称及び本部執行隊で第一小隊、第二小隊、第三小隊等と発令していた小隊の名称について、必要により記載できる。この場合における係等の呼称（名刺への記載方法を含む。）は、所属長の定めるところによるものとする。

(記載例)

命 令 事 項		
	係 別	職 務 の 区 分
生活保安課	第一特捜係主任を命ずる	第三班
捜査第一課	強行犯係長を命ずる	第二係
機動捜査隊	本隊分隊長を命ずる	第二小隊第一分隊
交通機動隊	長岡方面隊小隊長を命ずる	第一小隊
機 動 隊	隊員を命ずる	第三小隊第二分隊
警 察 署	地域総務係長を命ずる	
〃	自動車警ら係を命ずる	
〃	〇〇交番所長を命ずる	
〃	地域係を命ずる	
	〇〇交番勤務を命ずる。	

3 次長等（第6条関係）

次長等は、その職務上広い意味の課長補佐であるが、筆頭補佐としてその職を明確にしたものである。したがって、課長補佐が分担処理する事務についても、課等

を総括的に運営する立場から指示し、又は調整するものである。また、課長補佐が分掌しない系の事務については、課長補佐としての職務を行うものである。

次長等の行う「調整」とは、補佐等の行う事務に対し、所属の方針及び目標に適合させるため、必要な助言等を行うことである。したがって、業務担当の第一次責任は、補佐等にあるが、補佐等は、担当事務の処理に際しては、必ず次長等の調整を受けなければならない。

なお、次長等が配置されていない課等の当該事務は、課長等が行うものとする。

4 係長等（第10条関係）

(1) 主査

主査は、高度な知識と経験等を有する事務職員又は技術職員をもって充てる属人的な職である。

その職は、スタッフとしての性格を有し、上司の命を受け、系の事務のうち特定の事務を担当、処理するものである。

主査は、係長と同格に位置付けるが、係長と主査とが同一係となった場合は、在級年数に関係なく係長を上席とする。

(2) 専門員

専門員は、暫定再任用職員（事務職員又は技術職員に限る。）をもって充てる職である。

専門員は、主任と同格に位置付けるが、主任と専門員とが同一係となった場合は、在級年数に関係なく主任を上席とする。

5 科長等（第11条関係）

科長は、科学捜査研究所の業務が他の部門と異なる性格を持つため、他の所属における補佐等に相当するものとして設置するものである。また、係長に相当する職として専門研究員を、主任に相当する職として主任研究員を、係に相当する職として研究員を置くものとする。

6 課長代理（第21条の2関係）

(1) 課長代理は、必要により警察署の課に置き、上司の命を受けて課の事務を処理し、部下職員を指揮監督する職である。

(2) 課長代理は、次の表の左欄に掲げる警察署の同表の右欄に掲げる課に置くものとする。

警 察 署	課
新 潟 東 新 潟 西 新 発 田 上 越	地域課